

2025年11月21日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪労連・大阪市地区協議会

議長

大阪市北区錦町2-2国

電話 6351-9954

FAX 6351-9956

協議会
前田 厚子
労会館 3階

2026年度大阪市予算に対する 要望書

このたび、私たち大阪労連・大阪市地区協議会は「2026年度大阪市予算に対する要望書」をまとめましたので提出します。

物価の高騰、厳しい市民生活の中で、市のこれまでの予算のあり方を大幅に見直すことが必要です。この中に記された項目は、どれもが大阪市内で働く労働者、そして市民にとって切実な要求であり、憲法に保障された国民の様々な権利を追求する上で、地方公共団体である大阪市に対する、当然の要求であります。

私たちは、大阪市が、世界に誇る日本国憲法を遵守し、また、地方自治法に則って、住民の福祉の増進を図ることを基本として、本来の自主性を發揮し、総合的に役割を果たされるよう、強く要望するものです。

よって、大阪市内で働く労働者・市民への誠実な回答として、この要望書に対する回答を行われるよう求めるとともに、早期に話し合いの場を設定することを要求するものです。昨年、いくつかの項目で無回答のものがありました。回答できない場合はその理由を明らかにして下さい。

1. 大阪市は政令市の権限と予算で市民サービスの向上を

(1) 大阪市は政令都市としての大きな権限と予算を持って市民サービスの拡大をはかることができるなどを認識し、大阪府市一体化条例・規約を廃止し、大阪市民サービスの向上を図ること。

2. IRの誘致について

(1) 大阪市は万博を隠れ蓑として、IR関連事業を推し進めてきました。ギャンブル依存・大型開発が持つ危険性、埋め立て地の特性である軟弱地盤問題等たくさんの危険性をはらんでいます。そのような開発は今すぐに中止すべきです。どのように考えられていますか。

(2) 世界はコロナ禍を経験し、それまでとは異なった形態が形成されて来ています。カジノについてもこの間のオンライン化などの新しい形が進み、取り巻く状況は大きく変化してきています。そのような状況の変化も踏まえ、カジノ誘致計画は今すぐに中止をすること。

(3) 世界的に見てもカジノがギャンブル依存者をたくさんうみ、社会問題化しています。多くの人を不幸にするギャンブル依存を多く生み出す、カジノ建設は今すぐに中止すべきです。ギャンブル依存への対策はどのように考えられていますか。

3. あらゆる災害に強い安心・安全の大阪市を作るために

(1) 南海トラフやSランクに認定されている上町断層による地震災害について、どのような災害を想定し、どのような対策を考えられていますか。

(2) 市設建造物の耐震化はどの程度進められていますか。

(3) 大阪市は行政のスリム化を掲げどんどん職員数を減らしてきていますが、このような状況で災害時の体制を組むことができるのか。

(4) 特に災害時の対応となる区役所の職員の数が著しく減少してきています。どのように体制を組むことができるのか、明らかにすること。

(5) 大型災害の時に対応の中心となる危機管理室では大阪市でもっとも超過勤務が多いと職場となっています。このような体制で大型災害の時に十分な対応が取れるのか、どれくらいの対応ができるのか明らかにすること。

(6) 大型災害の時の避難所としての活用が考えられている地域の小学校の体育館のエアコンの設置についてどの程度取り付けが進んでいるのか明らかにすること

(7) 災害の発生時の避難用トイレについてどのような対応をすすめられているのか明らかにすること。また、洋式化の進捗状況を明らかにすること

(8) 避難所のインフル、コロナなど感染症対策についてどう考えられ、どう対応されるのですか

(9) 津波避難ビルはどの程度確保されていますか

(10) 地域の学校はその地域の避難所としての役割を持ちますが、この間大阪市は小中学校の統廃合を進めていますが、避難所としての観点からも統廃合を中止すべき。

(11) 万博開催中の8月13日、大阪メトロ中央線が運転を見合せ多くの帰宅困難者が出了。事故や災害によって、大阪メトロが運休となった場合の乗客の避難に万全に対応するため大阪メトロの職員削減をやめること。また事故や災害発生時の対応についてどのように計画されているか明らかにすること。株主として大阪市が大阪メトロに対し安全対策について万全を期すよう常に求めること。

(12) 関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。

4. 住民自治を発展させ、市民のくらしを守るために

- (1) 市民に知らせることなく区役所業務の民間委託がすすめられているが、現時点でどのような業務が民間委託されているか明らかにすること。また、区役所業務の民間委託化は中止し、市民サービスを充実すること。
- (2) 水道事業の民営化を行わないこと
- (3) 区制会議の公募委員の定数を増やすこと。その際には女性の参画の数が一定数になるようにすること。
- (4) 特区民泊、新法民泊の新規受付をただちに停止すること。
- (5) 大阪市は特区民泊から離脱すること。
- (6) 万博の跡地利用については住民の意見をしっかり聴いて行うこと。

5. 地域での次世代育成を支援し、生涯安心して暮らせる地域保育・福祉施策の推進を。

～児童福祉・保育、障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉～

<保育>

- (1) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4~5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
- (2) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
- (3) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置できるよう、市として財政措置すること。
- (4) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
- (5) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、充分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
- (6) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- (7) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
 - ①アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。
 - ②栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようすること。
- (8) 安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。

(9) 「こども誰でも通園制度」を子どもの生命や安全、権利が守られるよう制度設計すること。

(10) 職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。

<乳児院・児童養護>

(11) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。

(12) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

(13) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。

(14) 「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。

(15) 様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。

(16) 保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。

(17) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。

(18) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。

<障害児・者>

(19) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

(20) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

(21) 職員確保について、派遣会社や紹介業者への手数料、紹介料の支出が財政を圧迫してきている。福祉職員の人員確保のため、手数料、紹介料負担分への助成を行うこと。

(22) 障害児入所施設について、以下のことを実現すること。

①障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。

②18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。

③看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。

④入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。

⑤小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。

⑥障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。

(23) 障害者共同生活援助（グループホーム）について、以下のことを実現すること。

①24年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査を行い、国に対して制度改善を要望すること。

②リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。

③グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。

④求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。

(24) 生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。利用者を送迎する時間はサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。

(25) 就労継続支援B型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。

(26) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など1対1で行うものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。

(27) 日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。

①補助金条例を理由に国からの補助金カットは行わないこと。

②視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画に基づいて大阪市としての計画を策定されているのか、されているのであればその進捗状況をあきらかにすること。

③点訳図書、録音図書を製作するにあたり、有料の音訳・点訳ができるよう、大阪市として独自に予算化すること。

(28) 早川福祉会館点字図書室について、以下のことを実現すること。

①プロポーザル方式をやめ、随意契約とすること。

②職員の労働条件改善のため、委託費を大幅に引き上げること。

③視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画に基づいて、大阪市として早川福祉会館点字図書室に対してどのような計画しているのか、あきらかにすること。

(29) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

<高齢者施設・在宅介護関係>

(30) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。

(31) 大阪府と連携して、災害発生時に感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。

(32) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。

(33) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。

(34) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。

(35) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。

(36) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

(37) 昨年4月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。

<社会福祉協議会>

(38) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配などを行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。

(39) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。

(40) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。

(41) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。

(42) 日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。

(43) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障害者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

<学童保育>

(44) 大阪市留守家庭児童対策事業(以下学童保育)は2015年「子ども子育て支援法」に基づく事業として位置づき、大阪市において条例で定められている。学童保育は、「児童いきいき放課後事業(以下いきいき事業)」の補完的なものではなく、いきいき事業と並んで子ども達の放課後に欠か

せない事業であり、大阪市が責任を持って運営していくべき事業である。大阪市の放課後施策として「学童保育」「いきいき事業」を、それぞれが目的の違う独自の事業として充実させること。

(45) 地域の中で放課後児童クラブを開設する大阪市においては、国の運営費予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担している。保育に欠ける児童を出さず、放課後児童クラブの利用を希望する家庭が高額な費用負担を理由に利用断念しないで済むよう、補助金の大幅な増額をすること。または、「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助・移転関連費用補助）」などを大阪市で予算化し、財政的支援をおこなうこと。

(46) 放課後児童クラブ職員の待遇を改善し、安定した雇用形態にする事は、子どもとの安定的・継続的な関わりを保障し豊かな生活づくりにつながる。放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性を高め公共性を發揮できるよう、すでに国の補助条件を満たしている大阪市の放課後児童クラブへ、職員の待遇改善を目的とした「放課後児童支援員等待遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化すること。

(47) 放課後児童支援員の複数配置を進めるには、放課後児童支援員の待遇改善が必要である。児童数が19人以下でも20人以上でも安定的に複数配置できるように、児童数が19名と20名で大きく違う現状の補助金格差を是正し、19名以下の施設への補助金の底上げをすること。

(48) 「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」の放課後児童支援員資格者（認定研修修了者）の経験年数の考え方は、大阪市において、前クラブの勤務歴は含まれず、当該クラブのみの勤続年数とされている（複数のクラブを有する事業者間の異動は継続可）。しかし、本来放課後児童支援員資格は個人に与えられるもので、前クラブにおいて積み重ねられた経験は、施設のより良い保育に反映されます。放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に以前の放課後児童クラブで就労した勤務実績も通算実績として、認めること。

(49) 大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にある。働くことによって保育に欠ける家庭になるにもかかわらず、高額な保育料ゆえに入所できない状況が生まれている。困窮する世帯に対して、保育料の減額などを大阪市独自で新規予算化すること。

6. 淀川左岸線について

(1) 当初予定以上に予算が膨れ上がりつておき、安全面からみても懸念される。ただちに建設を中止すること。

7. 憲法、子どもの権利条約を守り生かす教育行政を

(1) 不登校について

① 2024年度に全国の小中学校で不登校だった児童生徒は35万3970人（前年度34万6482人）で、過去最多を更新したことを10月29日文部科学省が発表しました。高校は6万7782人。いじめ認知件数は小中高と特別支援学校を合わせて76万9022件。小中高での暴力事件発生件数は過去最多の12万8859人。自殺した小中高の児童生徒数は413人で、このうち8人が「いじめ問題」となっています。

大阪市立小・中学校児童・生徒の不登校数、在籍比率を明らかにすること。

② 次の子どもの声、保護者の声を聞くべきです。「大人の言うとおりにする場所やから行かない」。「テストのための勉強でおもんない」。「学力テスト、経年テスト、テストの日は休んでと言われているようで」。「4年生はみんな平均点を超えると頑張っている。(受けますか) 平均点に入れますが、と子どもの前で聞かれた。悔しくて、心の傷がついたか怖くて、未だに聞いていない。」「今年の経年テストどうされますか?新学期の初めに聞かれた。」

小学3年生からの学力経年テスト、5・6年すぐすぐウォッチ、全国学力テスト、中学生チャレンジテストで、「親からみて学校がきゅうくつなんだろうな」と言われています。「あまりにも競争的な学校環境から子どもを解放する」(国連子どもの権利委員会) ことが必要です。テスト漬けの競争教育をやめること。

③ 国際比較において、日本は「試験不安」が高いが「学習への動機づけ」は非常に低い国ひとつであるとの指摘(本田由紀『「日本」ってどんな国? 国際比較データで社会が見えてくる』ちくまプリマ―新書)を受けとめ、テスト漬け教育をやめること。

(2) 学校統廃合反対、少人数学級実現

① 「学校適正配置の適正化の推進のための指針」(2025年4月)は、「しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。」としている。保護者や地域住民等を否定する指針を廃止すること。

② 小学校6年生だけを、校地の離れた中学校校舎に通学させる、佃中学校区の統廃合計画を撤回すること。小規模で豊かな小学校教育が行われている、玉津中学校区の統廃合計画を撤回すること。

③ ゆきとどいた教育をすすめるため、幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、直ちに中学校全学年の35人学級、幼稚園、幼稚園型認定こども園を25人学級とすること。さらに、幼・小・中学校の20人学級を実現すること。

(3) 子どもの貧困対策を充実させること

「低所得の子育て世帯へ『子供1人あたり一律5万円支給を』支援団体が命の危機訴え」(産経新聞2025年8月6日)一公益財団法人「あすのば」など支援団体4団体が政府に緊急支援を訴えました。「しんぐるまざーず・ふおーらむ」の調査では、41%が夏休み期間中、「1日2食以下で過ごす」と回答、「子供がご飯を食べたがるが、米高騰で買うことがではない」の声もありました。毎日新聞8月7日付は『夏休みなんかくなればいい』物価高で広がる子供の体験格差」を報じました。

公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは10月30日、ひとり親などで中学・高校生の子どもを育てる世帯を対象にした教育負担についての調査結果を公表しました。制服代は中学1年生が平均6万4656円で前年度調査から1万円増となっています。制服代や教材費など「隠れ教育費」といわれる保護者の私費負担が増え、家計を圧迫し、学ぶ権利を脅かしている実態をしめしました。

『令和5年度大阪市子どもの生活に関する実態調査 調査報告書』は、「就学援助の申請促進に加え、制服や学用品のリユースを推進するなど、『隠れ教育費』(柳澤・福島 2019)を軽減する取り組みが必要である。」としています。

① 就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。

② 「授業料無償」に加え、「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーター、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。

（4）教職員の業務軽減、「学力向上支援チーム事業」および「研究授業」の負担軽減について

① 「学力向上支援チーム事業」について、年間3回のスクールアドバイザーによる授業参観を行う「効果検証授業」及び「若手教員（1～5年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の業務で多忙な教員に対して、授業指導案の作成などでさらなる負担を強いている。すべての学校においてスクールアドバイザーの訪問回数が「年間20回」に一律に設定されているが、学級数の少ない小規模校においては、1人あたりの公開授業・研修の回数が増え、特に「若手教員」にとって大きな負担になっている。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、「訪問回数」を大幅に削減するなど、現場の業務負担を減らす措置を速やかにとること。

② 各学校で行われている研究授業は、2020年度から実施された「学習指導要領」の時間数の増加（オーバーロードカリキュラム）などにより、研究授業を行う授業者（特に若手教員）の業務上の大きな負担になっていた。

加えて、「学力向上支援チーム事業」の導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には6～8ページ程度（約5,000字～約7,000字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。

そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行なながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。

これら過度な業務負担は、研究授業を行う教員の体調不良などを引き起こすだけでなく、担任・担当する児童生徒への日々の対応や学級経営にも影響をあたえ、「いじめ」や「不登校」への対応、教育活動に深刻な影響を与えかねない。

加えて、若手研修や行政区内の研究授業が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。

前日の就業から翌日の始業まで「11時間以上」の休息時間を取りことを使用者に義務付ける「勤務間インターバルタイム」について、人事院は2024年3月29日「勤務間のインターバル確保について」（令和6年3月29日職職一78・人事院事務総局職員福祉局長発）の通知を出し、2024年4月1日から「勤務間インターバル」を義務付ける規則にが実施されている。

過度な「研究授業」負担を軽減し、教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。

③ 大阪市教育委員会の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」（スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員）と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」（実

質の「研究授業」と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教職員が担当している。これら「効果検証授業」は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている教職員には大きな負担となっている。これら実態は、教職員の「時間外勤務」の抑制や「勤務間インターバル」の確保をさらに困難にしている。

担当する教職員への業務負担を強いる「効果検証授業」を速やかに廃止すること。また、「効果検証授業」の指導案は年3回とも全てを「略案」とすることを全ての小中学校において、徹底すること。

スクールアドバイザー等が、年間3回の公開授業をともなう「効果検証」授業を担当する教職員にたいして、「細案作成の強要」など、過度の業務負担になるようなことをしないように、教育委員会として指導すること。

(5) 障害児教育について（障害児教育部）

【基本的かつ重要な項目】

- ① 障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。
- ② 特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特に、通級による指導を自校開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級による指導を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
- ③ 特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級による指導担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
- ④ 特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省2022年4月27通知に示された学びの時間や、文科省2013年10月4日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特にLD・ADHD等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。

【障害児学級に関する項目】

- ⑤ これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
- ⑥ 次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別で

の学級設置を行うこと。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。

- ⑦ 特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程編成による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。
- ⑧ 特別支援学級の1学級あたりの子どもの数が6人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。
- ⑨ 特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にともない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。

【通級指導教室に関する項目】

- ⑩ 通級による指導の「自校通級」による開設から「巡回通級の拡充」への方針転換を撤回のうえ、通級による指導担当教員を全校に配置すること。通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、通級担当教員の専任配置を当該校に行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
- ⑪ 巡回通級を実施した場合の教員の勤務条件についての問題点を精査のうえ直視し、巡回ではなく自校通級の開設を行うこと。
- ⑫ 「複数校を兼務」について、必要な協議を行うこと。
- ⑬ 基礎定数化される通級担当教員配置について、国庫負担の不足分については大阪市として事業化するなどの措置をとり、教員配置の維持、拡充を行うこと。通級による指導担当教員の配置定数について、国に対し、大阪市として改善を要求すること。

【その他、教育条件に関する項目】

- ⑭ 障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。
- ⑮ 特別支援教育サポーターの増員をすること。
- ⑯ 特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。
- ⑰ 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
- ⑱ 障害のある子どもの学校生活や学習に必要な機器や物品の整備を、教育委員会の責任で行うこと。
 - ア. 特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。
 - イ. 通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
- ⑲ 大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。

【勤務労働条件に関する項目】

- ⑳ 障害児教育に携わる教職員の専門性の必要に鑑み、特別支援学級担任・通級による指導担当教員に対して、教職員給与特別措置法で示される「給与の調整額」を支給すること。

【根本的な項目】

- ㉑ 障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちに解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通じて、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
- ㉒ 障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。

(6) 学校給食について

- ① 中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
- ② 安全・安心な学校給食を実施するため、自校直営方式を堅持すること。当面、不祥事が続いている民間委託業者については、即時撤退をさせること。
- ③ 給食調理業務に必要な施設設備については、老朽化を考慮し、年次的な調査を行い、改修・改善に向け早急に対処すること。
- ④ 食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。
- ⑤ ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
- ⑥ アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。

(7) 子どもの保健と健康に関して（養護教職員部）

- ① 就学時健康診断は市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。就学時健康診断後には各校へのアンケートを実施すること。また、次年度の実施に向けて具体的改善策を示すこと。
- ② 養護教員の複数配置校を拡大すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
- ③ 子どもの命と心の安全安心にかかる設備として、全ての学校で保健室と教室間、講堂（体育館）、格技室をつなぐインターフォン（内線電話）を設置すること。インターフォン設置が困難な場合には他の連絡手段を導入すること。
- ④ 外国からの編入児童増加対応として結核健康診断精密検診時のレントゲン車を各校へ巡回させること。編入児童への精密検診について、改善策を示すこと。

(8) 女性教職員の権利、代替配置について（女性部）

- ① 生理休暇は、年間の回数制限を設げないこと。
- ② 短期介護休暇は『2週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
- ③ 産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。

- ④ 児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
 - ⑤ 妊娠・出産にかかる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
 - ⑥ 妊娠・出産にかかる1か月未満の病気休暇の場合にも、代替者を配置すること。
 - ⑦ 妊娠中の体育実技・負担軽減措置について
 - ア. 妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。
 - イ. 制度があるのに講師が配置されないため、妊産婦は大きな危険にさらされている。早急に解決を図ること。
 - ⑧ 感染症の防止の観点から妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること。
 - ⑨ 不妊治療・不育治療について
 - ア. 不妊治療の日数に制限を設けないこと。
 - イ. 不育症治療のための休暇を創設すること。
 - ⑩ 定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けること。
- (9) 学校事務職員の労働条件について（事務職員部）
- ① 学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。「産育休の代替は本務事務職員の配置に見合う手立てをすること」
 - ② 学校事務職員に職制を導入しないこと。
 - ③ 市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
 - ④ 臨時の任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。
 - ⑤ 学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。

(10) 臨時起用職員の労働条件について（臨時教職員部）

- ① 大阪市の勤務労働条件（正規教職員との「同一度労働・同一賃金」や「均等待遇」など）が常勤講師常勤講師・非常勤講師・会計年度任用職員の任用にも大きく影響している。常勤講師の労働条件の悪化は「講師の不足」にも影響している。それらが教職員の「定数不足」、人員不足が発生する原因となっており、学校現場の大きな負担になっている。直ちに常勤講師・非常勤講師・会計年度任用職員の待遇改善を行い、大阪市で教職員として働きやすい環境を整えること。
- ② 給特法等一部改正法附帯決議（参議院文教科学委員会）は、「七、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時の任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。」とした。
「給特法等一部改正法案」審議の国会質疑の中で、文部科学省は「常勤職員と同等の職責の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けに行ったりすることは改めるべき」と答弁を行っている。また、臨時の任用教員の処遇については、文部科学省は国会において、24の自治体（政令市含め）で教職員給料表の「2級」適応をしていると明らかにしている。

現場で働く【臨時の任用】・【任期付採用】（「大阪市の講師概要 令和7年3月改定版」）講師は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、子どもの看護など保健室の校務、日々の給食の管理やアレルギー対応などの栄養指導に関する校務、教科の担任、校務分掌の責任者（長）を担当するなど、正規教職員と同じ職務を担っている。「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」に基づき、適切に判断し、大阪市の学校現場を支える講師の給料表を速やかに「2級」にすること。

- ③ 「地方公務員法 第15条」は「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定している。「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト」（以下「教員採用選考テスト」）での優遇措置として「大阪市現職講師特例」において、「能力の実証」が試され済みの大阪市の教育を支える現職講師の教職経験が正当に評価される教員採用制度にすること。
- ④ 現職講師の受験者の「教員採用選考テスト」の試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
- ⑤ 大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
- ⑥ 文部科学省、令和5年5月31日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により、2025年度（令和7年度）採用「教員採用選考テスト」が6月から実施されることになった。5月～6月は学校現場で働いている現職講師にとって、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考テスト」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考テスト」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について5月～6月の繁忙期避けて行うこと。また、「大阪市現職講師特例」などで受験する現職講師が、土曜参観や（春の）運動会などの学校行事などが、面接日と重なった場合の日程変更ができるようにする措置をとること。
- ⑦ 令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」（P7）で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。
正規教職員と同じ勤務をしている、現職講師の「教員採用選考テスト」の負担軽減のため、2021年度（令和3年度）採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」の教員採用選考制度を復活させること。
- ⑧ 令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」（P7）では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率を大幅に上げると

ともに、「能力の実証」（地方公務員法 15 条）済の、経験豊富な現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。

- ⑨ 非常勤講師の給与、「時間額 3010 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
- ⑩ 近年不足している臨時講師を確保するため、10 月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市で現職講師として働いている を次年度の 4 月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。

8. 介護保険・高齢者福祉などについて

(1) 2025 年度から制度化された本市の難聴高齢者補聴器購入助成事業は、助成額が低額なのに区役所でなく市役所への申請手続きや介護予防活動への参画など、高齢者にとってハードルが高く申請を断念させるものです。そのことは 9 月末の申請数にも表れています。助成額の大幅な引き上げや申請要件の緩和を図ってください。国が新たに、認知症の総合支援の一つとして難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取り組みに対し、「保険者機能強化推進支援金・介護保険者努力支援交付金」に「聴こえの支援」がメニューに入りました。交付金の申請をされたのでしょうか。

(2) 第 10 期の介護保険事業に向けて厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会で議論しています。「制度の持続可能性の確保」をテーマに年末までに結論を出す意向です。第 9 期で見送られた①利用料 2 割負担の拡大、②ケアプランの有料化、③要介護 1, 2 の生活援助サービスを自治体の「総合事業」に移行などの改定案を来年の通常国会に提出するとしています。これ以上の負担増と給付減は「制度の持続可能性」を破綻させます。当面一般会計から介護保険会計へ繰り入れをして、国費負担割合を引き上げるよう国に対し一層強く申し入れてください。

(3) これだけ長期に物価上昇が続く中、年金受給者や高齢者も生活が増々困難になり、奇数月末を過ごすのが大変厳しくなっています。年金積立金管理運用独立行政法人が運用する積立金残高が 300 兆円を超えているのに、その 0.01 % もあれば実施できる年金の隔月から毎月支給がなぜできないのでしょうか。国に対し実現を迫ってください。

(4) 2026 年度も上下水道の基本料金は、夏季の 4 ヶ月間以上減免してください。

(5) 歴史的な事情の違いがありますが、東京都内では都営斎場と区営斎場が各 2 か所で、民営斎場が多く費用の値上がりが問題になっています。本市の 5 か所の市立斎場の直営化を維持してください。

(6) 国民年金受給者が入居できる高齢者施設を増設してください。

(7) 空き家対策が区によって大きな違いのないようにしてください。

(8) 大阪シティバスの停留所の屋根やベンチの維持管理など適切に指導してください。

(9) 大阪シティバスのオンデマンドバスの運行エリアが 16 行政区 17 になりましたが、敬老優待乗車券が利用できるようにしてください。

(10) 2024 年度の敬老優待乗車券の行政区別取得数と取得率をお示しください。

(11) 帯状疱疹ワクチン接種年に何らかの理由で受けられなかったとき、再接種の費用と時期についてお教えください。

(12) 2023 年度、2024 年度の介護保険法第 27 条に基づく介護認定申請から決定までで、30 日の法定期間を超えた件数とその比率を明らかにしてください。

(13) 大阪市の介護保険料は全国一高く、高齢者の生活を圧迫しています。納付状況と納付が遅れたことにより、介護給付が受けれない現状について明らかにしてください。また、それについて大阪市はどのように考えられているのか見解を聞かせてください。

9. 労働福祉行政の改善を図るために

(1) 大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,800 円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給 1,800 円以上となるよう引き上げること。

(2) 大阪市職員の賃金については大阪労連が実施した必要生計費調査を参考とすること。なお大阪市人事委員会に対しても公式資料として採用することを求める。

(3) 大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,800 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。なお回答については他の自治体の実績からみて経済戦略局が回答することが妥当と考えます。

(4) 大阪の労働人口流出を防ぐためにも大阪市として大阪地方最低賃金審議会へ大幅引き上げの議論を行うよう要請すること。

(5) 公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,800 円以上、月 27 万 5,000 円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。

(6) 奨学金返済支援制度

現在、大阪府が奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を行っていますが、1 社あたり 30 万円しか支給されず従業員 1 人分にも満たない不十分な事業となっています。大阪市として同制度を補填することを実施すること。経済戦略局からの回答を要望します。

(7) 公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について

①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
②1 つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
③労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。
④大阪市中小企業対策審議会、大阪市男女共同参画審議会にてこの 1 年間の協議の内容と実施した施策と決定事項を明らかにすること。また経済戦略局と市民局に大阪労連からの委員を選出するよう求めます。

(8) 物価高騰対策

この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民のくらしにも大きな影響を与えています。大阪市は 2025 年度の物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？

また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。

(9) 自衛隊への名簿提供について

①若者たちの個人情報を自衛隊に提供しないでください。
②「除外申出」については、より広く市民に周知してください。
③どのように自衛隊に情報提供を行っているのか詳細を明らかにすること。

(10) 給食調理室の環境を改善すること。エアコンの設置率、今後の改善策などを明らかにすること。

(11) 大阪市内の小学校、中学校の家庭科室、理科室などの特別教室のエアコンの設置率を明らかにすること。エアコンがない教室については今後の改善策などを明らかにすること。

(12) 大阪市内の小学校の体育館に早急にエアコンを設置すること。

(13) 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施するよう国に上申すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行するよう上申すること。

(14) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護従事者の確保を紹介予定派遣などに頼らざるを得ない現状の抜本的改善を図るために人材紹介バンクなどの拡大を行うこと。また医業・介護業収益悪化を防ぐために紹介予定派遣の規制を行うよう国に上申すること。

(15) 認可保育施設だけではなく、企業主導型保育施設と同様に、病院内保育所（認可外保育施設）についても、0～2歳児の保育の無償化となるよう対象を拡げること。

(16) 医療機関の7割が赤字経営と言われる中で、ケア労働者の賃金が低く抑えられています。大阪市として大阪市内の医療を守るためにケア労働者の賃金引き上げと地域医療の充実のために直接的な支援を行うこと。